

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金
(高等学校DX加速化推進事業) 採択基準 (基本類型・重点類型共通)

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校DX加速化推進事業) の採択基準を高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校DX加速化推進事業) 実施要領に基づき以下の通り定める。

I 採択基準

申請要件を満たす高等学校等の取組について、下記の評価項目・点数に基づき得点を集計し、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校DX加速化推進事業) 実施要領 4. 申請方法及び採択方法等に基づき採択校を決定する。

(令和6年度採択校 (継続申請 (2年目))

【評価項目】

- 1-1. 情報Ⅱ又は数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目若しくは総合的な探究の時間又は情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目 (以下「情報Ⅱ等」という。) を令和6年度においてすでに開設していること (情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。また、他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む。)
また、遅くとも令和8年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを旨すること (15点) ((ア) ~ (ク) の取組を実施する場合は加算)
 - (ア) 情報Ⅱ等を必修科目として開設していること (総合的な探究の時間を除く) (10点)
 - (イ) すでに開設している情報Ⅱ等を選択科目から必修科目にすることについて遅くとも令和6年度中に具体的な検討を開始すること (令和6年度以前からの検討も含む) (総合的な探究の時間を除く) (5点)
 - (ウ) (イ)を進めた上で、令和7年度入学生用の教育課程の中で必修科目にすること、又は令和5年度、令和6年度の入学生用の教育課程において必修科目にすることを令和6年度中に対外的に公表すること (5点)
 - (エ) 情報Ⅱ等の充実のため、外部専門人材 (研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等) 等を活用することなどにより教師向け研修を実施すること (5点)
 - (オ) 情報Ⅱ等の充実のため、外部専門人材 (研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等) 等を活用した授業を実施すること (5点)
 - (カ) 情報Ⅱ等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するため、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるなど、授業に工夫を凝らすこと (5点)
 - (キ) 情報Ⅱ等を遠隔授業により実施すること (配信校のみ加点対象) (5点)
 - (ク) 情報モラル (法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など) に関する学習を授業に取り入れること (5点)
- 1-2. 情報Ⅱ等の開設 (情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。総合的な探究の時間については、数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な内容に充実させること、また、職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む。また、他校からの遠隔授業を受信するケースを含む。) に向けた具体的な検討を遅くとも令和6年度中に開始し、必要な準備 (授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備) を進めること。
その際、遅くとも令和8年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを旨すること (5点) ((ア) ~ (ク) の取組を実施する場合は加算)
 - (ア) 上記を進めた上で、令和7年度入学生用の教育課程の中で開設すること、又は令和5年度、令和6年度の入学生用の教育課程において開設することを令和6年度中に対外的に公表すること (10点)

- (イ) 情報Ⅱ等の開設に向けて、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用するなどにより教師向け研修を実施すること（5点）
 - (ウ) 情報Ⅱ等の開設に向けて、既存授業において外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用した発展的な内容の授業を実施すること（5点）
 - (エ) 情報Ⅱ等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するため、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるなど、授業に工夫を凝らすこと（5点）
 - (オ) 情報Ⅱ等を必修科目にすることについて令和6年度中に具体的な検討を開始すること（令和6年度以前からの検討も含む）（総合的な探究の時間を除く）（5点）
 - (カ) (オ)を進めた上で、開設年度を含めた概要について令和6年度中に対外的な公表を行うこと（5点）
 - (キ) 情報Ⅱ等を遠隔授業により実施すること（遠隔授業により実施することの具体的な検討を含む）（配信校のみ加点対象）（5点）
 - (ク) 情報モラル（法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など）に関する学習を授業に取り入れること（5点）
2. デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること（10点）（（ア）～（オ）の取組を実施する場合は加算）
- (ア) 高機能のICT機器等を活用した観察・実験・実習の機会の増加を図ること（5点）
 - (イ) 研究開発法人・大学・高等専門学校や民間企業等との連携により、研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等の高度な外部人材・外部コンテンツの活用等を図ること（5点）
 - (ウ) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や関係機関等との連携協力体制（コンソーシアム・コーディネーター等）を活用すること（5点）
 - (エ) 国内外のプログラミングコンテストや情報に関する学会等への積極的な参加や、専門家からのフィードバックを得る機会の確保を通じて、当該デジタル関連の活動が生徒にとってやりがいのある取組になるように工夫すること（5点）
 - (オ) デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースについて、地域住民や地域の小・中学生等に開放する取組を実施し、当該スペースを地域の「デジタルものづくり」の拠点として活用すること（5点）
3. 数学、理科、理数、専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目を令和8年度を目途に新規開設すること（開設に向けた具体的な検討を含む）（他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む）（（ア）～（オ）の取組を実施する場合は加算）
- (ア) 数学、理科、専門教科（理数系の要素を含むもの）の科目の開設に向けた具体的な検討を令和6年度中に開始し、必要な準備（カリキュラム等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（5点）
 - (イ) 理数（理数探究基礎、理数探究）の科目の開設に向けた具体的な検討を令和6年度中に開始し、必要な準備（カリキュラム等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（10点）
 - (ウ) (ア)又は(イ)を進めた上で、令和8年度を目途に新規開設することについて、令和6年度中に概要について対外的な公表を行うこと（5点）
 - (エ) 新規開設する科目を遠隔授業により実施すること（遠隔授業により実施することの具体的な検討を含む）（配信校のみ加点対象）（5点）
 - (オ) 2科目以上を設置すること（5点）
- 4－1. 高等学校設置基準第6条第2項に定める情報に関する学科（情報科）、理数に関する学科（理数科）、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を令和6年度においてすでに設置していること（10点）

- 4－2. 情報科、理数科、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を新規設置すること（設置に向けた具体的な検討を含む）（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）
- （ア） 情報、数学、理科、理数、デジタルに関連する職業系科目を重視した学科・コース等の設置に向けた具体的な検討を遅くとも令和6年度中に開始し、必要な準備（カリキュラムや学校設定科目の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（5点）
 - （イ） （ア）を進めた上で、設置年度（検討開始後3年を目安）を含めた概要について令和6年度中に対外的な公表を行うこと（10点）
- 5－1. 高等学校設置基準第6条第1項に定める「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」（新しい普通科）を令和6年度においてすでに設置し、当該高校の目指す特色・魅力ある学びの充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの充実のため、デジタルや外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用した授業を実施していること（15点）
- 5－2. 新しい普通科の新規設置、学科転換すること（設置、転換に向けた具体的な検討を含む）（（ア）～（ウ）の取組を実施する場合は加算）
- （ア） 新しい普通科の設置に向けた具体的な検討を令和6年度中に開始し、必要な準備（カリキュラムや学校設定科目の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（5点）
 - （イ） （ア）を進めた上で、設置年度（検討開始後3年を目安）を含めた概要について令和6年度中に対外的な公表を行うこと（10点）
 - （ウ） デジタル人材育成を目指す情報教育に特色のある学科を設置すること（設置、転換に向けた具体的な検討を含む）（5点）
6. 特別支援学校高等部において、デジタル技術を活用した地域社会の課題解決に向けた探究的な学びの充実を図ること（（ア）～（ウ）の取組を実施する場合は加算）
- （ア） 職業科目等において、ロボット、ドローンなど最新のICT機器を活用した取組を行うこと（5点）
 - （イ） 企業等と連携し、障害の状態等を補うICT機器や、ICTを活用した道具の開発等をユーザー視点を取り入れて行うこと（補装具、義足、人工内耳等）（5点）
 - （ウ） 自立・社会参加に向けて地域社会との関わりを持つため、障害特性等に応じた最新のICT機器の利活用を通じた取組を実施すること（5点）
7. 多様な生徒を受け入れるため、情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試を新たに実施又は充実すること（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）
- （ア） 情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試の新規実施又は充実に向けた具体的な検討を令和6年度中に開始し、必要な準備（入試内容等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（5点）
 - （イ） （ア）を進めた上で、実施年度（検討開始後3年を目安）を含めた概要について令和6年度中に対外的な公表を行うこと（5点）

（令和7年度新規申請校）

【評価項目】

- 1－1. 情報Ⅱ等を令和7年度においてすでに開設していること（情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。また、他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む。）。
- また、遅くとも令和9年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを旨とする

(15点) ((ア) ~ (ク) の取組を実施する場合は加算)

- (ア) 情報Ⅱ等を必修科目として開設していること(総合的な探究の時間を除く) (10点)
- (イ) すでに開設している情報Ⅱ等を選択科目から必修科目にすることについて遅くとも令和7年度中に具体的な検討を開始すること(令和7年度以前からの検討も含む)(総合的な探究の時間を除く) (5点)
- (ウ) (イ)を進めた上で、令和8年度入学生用の教育課程の中で必修科目にすること、又は令和6年度、令和7年度の入学生用の教育課程において必修科目にすることを令和7年度中に対外的に公表すること (5点)
- (エ) 情報Ⅱ等の充実のため、外部専門人材(研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等)等を活用することなどにより教師向け研修を実施すること (5点)
- (オ) 情報Ⅱ等の充実のため、外部専門人材(研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等)等を活用した授業を実施すること (5点)
- (カ) 情報Ⅱ等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するため、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるなど、授業に工夫を凝らすこと (5点)
- (キ) 情報Ⅱ等を遠隔授業により実施すること(配信校のみ加点対象) (5点)
- (ク) 情報モラル(法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など)に関する学習を授業に取り入れること (5点)

- 1-2. 情報Ⅱ等の開設(情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。総合的な探究の時間については、数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な内容に充実させること、また、職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む。また、他校からの遠隔授業を受信するケースを含む。)に向けた具体的な検討を遅くとも令和7年度中に開始し、必要な準備(授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備)を進めること。

その際、遅くとも令和9年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。(5点) ((ア) ~ (ク) の取組を実施する場合は加算)

- (ア) 上記を進めた上で、令和8年度入学生用の教育課程の中で開設すること、又は令和6年度、令和7年度の入学生用の教育課程において開設することを令和7年度中に対外的に公表すること (10点)
- (イ) 情報Ⅱ等の開設に向けて、外部専門人材(研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等)等を活用するなどにより教師向け研修を実施すること (5点)
- (ウ) 情報Ⅱ等の開設に向けて、既存授業において外部専門人材(研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等)等を活用した発展的な内容の授業を実施すること (5点)
- (エ) 情報Ⅱ等の受講を希望する生徒に対する個別最適な学びを実現するため、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるなど、授業に工夫を凝らすこと (5点)
- (オ) 情報Ⅱ等を必修科目にすることについて令和7年度中に具体的な検討を開始すること(令和7年度以前からの検討も含む)(総合的な探究の時間を除く) (5点)
- (カ) (オ)を進めた上で、開設年度を含めた概要について令和7年度中に対外的な公表を行うこと (5点)
- (キ) 情報Ⅱ等を遠隔授業により実施すること(遠隔授業により実施することの具体的な検討を含む)(配信校のみ加点対象) (5点)
- (ク) 情報モラル(法律や規則を守ろうとする態度、情報セキュリティを確保しようとする態度など)に関する学習を授業に取り入れること (5点)

2. デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科(情報・理数系の要素を含むもの)等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること (10点) ((ア) ~ (オ) の取組を実施する場合は加算)

- (ア) 高機能のICT機器等を活用した観察・実験・実習の機会の増加を図ること（5点）
 - (イ) 研究開発法人・大学・高等専門学校や民間企業等との連携により、研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等の高度な外部人材・外部コンテンツの活用等を図ること（5点）
 - (ウ) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や関係機関等との連携協力体制（コンソーシアム・コーディネーター等）を活用すること（5点）
 - (エ) 国内外のプログラミングコンテストや情報に関する学会等への積極的な参加や、専門家からのフィードバックを得る機会の確保を通じて、当該デジタル関連の活動が生徒にとってやりがいのある取組になるように工夫すること（5点）
 - (オ) デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースについて、地域住民や地域の小・中学生等に開放する取組を実施し、当該スペースを地域の「デジタルものづくり」の拠点として活用すること（5点）
3. 数学、理科、理数、専門教科（理数系の要素を含むもの）等の科目を令和9年度を目途に新規開設すること（開設に向けた具体的な検討を含む）（他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む）（（ア）～（オ）の取組を実施する場合は加算）
- (ア) 数学、理科、専門教科（理数系の要素を含むもの）の科目の開設に向けた具体的な検討を令和7年度中に開始し、必要な準備（カリキュラム等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（5点）
 - (イ) 理数（理数探究基礎、理数探究）の科目の開設に向けた具体的な検討を令和7年度中に開始し、必要な準備（カリキュラム等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（10点）
 - (ウ) （ア）又は（イ）を進めた上で、令和9年度を目途に新規開設することについて、令和7年度中に概要について対外的な公表を行うこと（5点）
 - (エ) 新規開設する科目を遠隔授業により実施すること（遠隔授業により実施することの具体的な検討を含む）（配信校のみ加点対象）（5点）
 - (オ) 2科目以上を設置すること（5点）
- 4－1. 高等学校設置基準第6条第2項に定める情報に関する学科（情報科）、理数に関する学科（理数科）、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を令和7年度においてすでに設置していること（10点）
- 4－2. 情報科、理数科、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、小学科、コース等を新規設置すること（設置に向けた具体的な検討を含む）（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）
- (ア) 情報、数学、理科、理数、デジタルに関連する職業系科目を重視した学科・コース等の設置に向けた具体的な検討を遅くとも令和7年度中に開始し、必要な準備（カリキュラムや学校設定科目の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（5点）
 - (イ) （ア）を進めた上で、設置年度（検討開始後3年を目安）を含めた概要について令和7年度中に対外的な公表を行うこと（10点）
- 5－1. 高等学校設置基準第6条第1項に定める「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」（新しい普通科）を令和7年度においてすでに設置し、当該高校の目指す特色・魅力ある学びの充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの充実のため、デジタルや外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用した授業を実施していること（15点）
- 5－2. 新しい普通科の新規設置、学科転換すること（設置、転換に向けた具体的な検討を含む）（（ア）～（ウ）の取組を実施する場合は加算）
- (ア) 新しい普通科の設置に向けた具体的な検討を令和7年度中に開始し、必要な準備（カリキュラ

- ムや学校設定科目の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（5点）
- （イ）（ア）を進めた上で、設置年度（検討開始後3年を目安）を含めた概要について令和7年度中に対外的な公表を行うこと（10点）
- （ウ）デジタル人材育成を目指す情報教育に特色のある学科を設置すること（設置、転換に向けた具体的な検討を含む）（5点）
6. 特別支援学校高等部において、デジタル技術を活用した地域社会の課題解決に向けた探究的な学びの充実を図ること（（ア）～（ウ）の取組を実施する場合は加算）
- （ア）職業科目等において、ロボット、ドローンなど最新のICT機器を活用した取組を行うこと（5点）
- （イ）企業等と連携し、障害の状態等を補うICT機器や、ICTを活用した道具の開発等をユーザー視点を取り入れて行うこと（補装具、義足、人工内耳等）（5点）
- （ウ）自立・社会参加に向けて地域社会との関わりを持つため、障害特性等に応じた最新のICT機器の利活用を通じた取組を実施すること（5点）
7. 多様な生徒を受け入れるため、情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試を新たに実施又は充実すること（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）
- （ア）情報、数学、理科を重視した文理横断的・探究的な学びに資する多面的な入試の新規実施又は充実に向けた具体的な検討を令和7年度中に開始し、必要な準備（入試内容等の検討を行い、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること（5点）
- （イ）（ア）を進めた上で、実施年度（検討開始後3年を目安）を含めた概要について令和7年度中に対外的な公表を行うこと（5点）

II その他

- 1 複数の学校の得点が同点である場合、以下の順に上位の学校を決定する。
- （1）大学・高専機能強化支援事業の支援対象となっている大学等と連携する取組を実施する学校
 - （2）評価項目1の合計点が高い学校
 - （3）評価項目2の合計点が高い学校
 - （4）情報Ⅱの開設にかかる現状値と比較した目標値の増加幅が大きい学校
 - （5）高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）実施要領（都道府県による域内横断的な取組）2.（5）の取組を実施する都道府県に所在する学校
 - （6）高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）実施要領（都道府県による域内横断的な取組）2.（4）の取組を実施する都道府県に所在する学校
- 2 上記によっても決定しない場合、抽選により決定する。